

宮崎県企業局ゼロカーボンPR事業 業務委託仕様書

令和5年4月
宮崎県企業局

1 業務名

宮崎県企業局ゼロカーボンPR事業 業務委託

2 業務の目的

県が第4次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトに掲げる「2050年ゼロカーボン社会づくり」に合わせて、企業局が行う水力発電等の取組を広く県民にPRし、啓発に努めることを目的とします。

3 業務を委託する期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

4 委託料

5,016,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とします。

※業務履行までに要する全ての経費を含みます。

5 業務概要

本業務委託の受託者は、企業局施設PR、EV（電気自動車）を活用した啓発活動、企業局に関わる写真展、その他受託者が提案した取組の企画・運営を行います。

6 業務内容

(1) 企業局施設PR

企業局と協議して内容を決定した上で、企業局施設のPRを行ってください。

なお、インフラツーリズム(祝子川水系及び綾町内の2回)の実施とノベルティグッズの作成は必ず行ってください。

インフラツーリズムは現地集合、現地解散で企画してください。

ノベルティグッズは環境に配慮された素材で作成し、企業局のロゴマーク及びみやざき犬とコラボした企業局のキャラクター（別紙参照）を入れてください。

(2) EV（電気自動車）を活用した啓発活動

企業局が所有及び導入するEV2台(日産自動車の初代リーフ及びアリア)に施すラッピングのデザイン作成及びその実施を行ってください。デザインには企業局のロゴマークを入れてください。

また、ラッピングを施したEVを活用した啓発活動を企画し、実施してください。

なお、企業局は外部給電器（ニチコン製パワー・ムーバー）を所持しておりますので、啓発活動時に活用することは可能です。

(3) 企業局に関わる写真展

企業局は綾町及び国富町に発電所やダム、送電線を所有しております。これら当局と関わりの深い貴重な写真をカラー化してください。ただし、著作権等各種権利の関係でカラー化が実施できなかった場合は不要です。

また、カラー化した写真でパネル等を作成し、写真展を実施してください。写真展は複数回（複数会場）行ってください。

なお、成果品に関する権利は企業局及び写真原本の所有者に帰属するものとします。

(4) 自由提案

企業局PRに資する取組を、独自に企画し、提案してください。

(例)

- ・企業局のラッピングバスとSNSを連動させたPR活動
- ・PRイベントの開催
- ・PR動画の作成
- ・テレビ、ラジオ等メディアを利用したPR活動

(5) その他

ア 実施に必要な全体的な運営及びスケジュール管理を行ってください。

イ 業務を円滑かつ効果的に実施するための体制を構築してください。

ウ 法令や環境、安全、費用対効果に配慮した企画提案としてください。

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 契約締結後、速やかに必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、本委託業務の実施体制表及びスケジュールを作成し、企業局の承認を得てください。
- (2) 業務の実施について企業局と十分な協議を行うとともに、進捗状況について、随時、企業局に報告してください。
- (3) 各種イベント等で写真を撮影する場合は、企業局の広報活動に今後使用することについて、参加者に了解を得てください。
- (4) 業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事案が生じた場合は、企業局と協議を行ってください。

8 成果物等

委託業務終了後は、速やかに委託業務実施報告書及び印刷物等の成果物（電子データを含む。）を提出してください。

なお、提出された成果物についての権利は、企業局に帰属するものとします。

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は、委託業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守してください。
- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に進める上で必要と認められる場合は、企業局と協議の上、業務の一部を再委託することができます。

(3) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務中及び委託業務終了後において、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したりすることはできません。

10 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、企業局は契約の解除ができることとし、この場合において、企業局に損害が生じたときは、受託者が賠償することとします。

(2) 災害その他の不可抗力等、企業局・受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面にて通知することにより、契約を解除できるものとします。